

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成27年1月15日（平成27年（行情）諮問第8号）

答申日：平成29年5月1日（平成29年度（行情）答申第31号）

事件名：日韓会談に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

日韓会談に関する別紙一覧に記載する文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成25年1月21日付け情報公開第00106号及び同月25日付け情報公開第00135号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

ア 原処分の理由として、「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。」との記載がある。

イ しかし、原処分は、次の点において、違法又は不当であり、取り消されねばならない。

（ア）まず、交渉が終結してから半世紀以上が経過した現時点において、依然として不開示部分が多いことを指摘せざるを得ない。平成13年に法が施行され、行政機関の保有する情報については、その「一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること」（法1条）が求められているのであり、行政機関の説明責任は、半世紀前の交渉時より一層広く認められるべきである。それにもかかわらず、不開示部分が多いこと自体極めて不合理・不適切である。

（イ）平成24年10月11日東京地方裁判所民事第2部「平成20年

(行ウ) 第599号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件」判決(以下「10.11判決」という。)では、いわゆる「30年ルール」を、日本国での情報公開訴訟において、初めて明確に適用し、国の主張立証レベルを厳しくした。すなわち、「時の経過」を経てもなお不開示とする理由を主張立証する必要がないとする国の主張を排した上で、文書作成から処分までに少なくとも30年以上経過している場合には、国に対して、当該情報につき、文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお処分の時点において法5条3号又は4号にいう『おそれ』が、法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足る事情の主張立証を求めた。

本件請求文書に対しても、上記のような10.11判決の内容が十分に考慮されるべきである。それにもかかわらず、原処分は、不開示文書または部分開示文書を多く含むものであり、不適切な決定だといわざるを得ない。

(ウ) 次に、韓国では、本件文書に対応する韓日協定外交文書が韓国の情報公開法に基づいて平成17年に全面公開されており、何人でも自由に当該文書を入手できる状態になっている。この点においても、先の10.11判決において、韓国側で既に全面公開されている日韓会談文書等他で既に公開されている情報については、特段の事情のない限り、不開示情報(国の安全が害される等のおそれがあるもの)に該当しないとの判断を示した。

したがって、原処分は、法が定める不開示情報該当性判断を真摯に行ったものとは到底考えられず、この点からも不当なものである。

(2) 意見書

ア 本件対象文書について

異議申立人が平成25年3月22日付けで異議申立てを行った文書は93文書である。このうち、その後の変更決定により全部開示となった文書は24文書である。69文書に依然として不開示部分が存在するが、諮問庁が審査会に諮問した文書は51文書にとどまり、残りの18文書については外務省は審査会に諮問していない。

異議申立人は当該18文書について異議申立てを取り下げたわけでもなく、外務省が当該18文書について異議申立てを却下した事実もない。ところが、諮問庁は理由説明書において、「異議申立人の主張は、法5条3号に該当するとして不開示とした部分のみに係るものであ」として、異議申立人がその他の不開示理由について異議を申し立てていないと決めつけ、異議申立ての範囲を不当に狭めている。仮に原処分の不開示理由との関係で異議申立書の内容に不

十分な点があった場合は、異議申立人に対して補正命令をなすべきであるが、それさえもなされていない。一方、諮問庁は、法5条3号及び6号に該当するとして不開示とした文書についても諮問対象としており、上記主張と明らかに矛盾している。

個人情報や法人情報であっても、30年を経過した外交文書は開示すべきというのが異議申立人の見解である。まして、平成27年が昭和40年の日韓条約締結から50周年であることから分かるように、大半の文書は作成時から50年以上経過しており、社会通念上もそれらを不開示とする理由は存在しない。事実、平成22年度（行情）答申第406号において、審査会は個人情報や法人情報を一律不開示とすべきとは判断していない。

開示・不開示の審査は審査会が行うものであり、異議申立て対象文書の一部を、諮問等の判断で諮問対象から除外することは許されない。異議申立人は現在においても当該18文書について異議申立てを維持しており、速やかに諮問庁は審査会に諮問すべきである。

イ 判決法理にみる情報公開審査のあり方（いわゆる「30年ルール」をめぐって）

本件日韓会談文書の情報公開については、既に東京地裁（10.11判決）及び東京高裁（東京高等裁判所第8民事部平成26年7月25日判決）における情報公開不許可処分取消訴訟において、二つの先例となる判決が示されている。

これらの裁判例は、不開示処分の違法性及びその不当性について、一定の判断基準を提供するものであり、異議申立手続の審査においても十分に参照されるべき内容である。

なお、理由説明書は、東京高裁の判決を援用して、「作成後30年を経過した公文書は原則として公開されるべきとのルールが国際的慣習であると認められるに足る証拠はない旨判示し」と述べているが、これは全くの誤りである。東京高裁判決が「国際的慣習であると認めるに足る証拠はな」としているのは、「30年経過した文書の不開示理由については行政機関側の立証責任を重くすべきである」という取扱いに対してであって、時間や社会情勢の変化を総合判断の事情として考慮すべきことは何ら否定していない。そして、30年経過という事情は、日本政府においても、公文書管理における「条約その他の国際約束に関する文書」の保存期間（公文書等の管理に関する法律施行令8条2項1号）として用いられている。そして、時間や社会情勢の変化が不開示の判断において考慮されるべきことは、外務省が、「不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の

事情の変化に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならない。このような変化は、『おそれ』が要件となっている不開示情報の場合に顕著であると考えられる。」と述べているところである（行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示決定等に関する審査基準 1. 6）。

ウ 不開示とした部分について

(ア) 財産請求権問題に関する資料について

理由説明書は、将来の北朝鮮との日朝国交正常化交渉において、「北朝鮮が我が国の交渉方針等を把握・推測したり、北朝鮮が当該情報を交渉材料として利用したりするなどして、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるため」当該資料を不開示としたと述べている。

しかし、以下の二点においてこうした主張は説得力を持たない。第一に、当該文書は、その作成から50年以上も経過した歴史文書であることである。この間に朝鮮半島を取り巻く国際情勢並びに日本、韓国及び北朝鮮の国内情勢は、1950年代、1960年代のそれとは大きく変わっている。例えば、日韓会談に大きな影響を与えていた東西冷戦体制は崩壊し、日本政府は日韓会談当時には植民地支配正当論に立っていたが、平成7年の村山談話以降は不当論へと変化している。したがって、50年以上も前に日韓会談当時日本側の交渉の基礎となった情報や基本的な交渉方針が開示されても、現実の交渉や信頼関係に与える影響はほとんど存在しないといわなければならない。

第二に、周知のとおり、日朝双方は平成14年9月の日朝平壤宣言で国交正常化の方向性と枠組みには合意している。特に過去の植民地支配について日朝平壤宣言では、日本政府は植民地支配・戦争を反省するという立場を表明しており、第二、第三の文章では、無償資金協力、低利の長期借款供与等の経済協力を実施することによって、昭和20年8月15日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民のすべての財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則に沿って交渉すると述べている。

日韓国交正常化交渉における財産請求権問題においても、日韓双方が提示した数字を精査していったそれをもとに金額を算出して決められたわけではない。その際、財産請求権の法律関係と事実関係が重要視されたわけだが、十分に立証できるものは限定的であり、しかも双方がそれに合意できないことが判明したため、大平・金合意によって経済協力という形で政治的に決められたのである。日朝交渉でもそうした日韓会談の経緯を踏まえて経済協力で処理するこ

とに合意したものである。したがって、外務省が開示を拒んでいる財産請求権の査定額等が公開されたからといって、不利益を被るおそれがあるとは到底考えられない。

また、外務省側の説明に相当する記録はその多くが既に開示されている。例えば、文書134の102枚目は部分開示とされているが、原処分で開示された「日韓関係想定問答集（未定稿）」37枚目等で同様の内容が既に開示されている。また、文書29で不開示とされている会議の内容は、韓国側開示文書で明らかになっている。

(イ) 文化財問題について

理由説明書によれば、「文書54（284枚目，285枚目，288枚目ないし290枚目）には，日韓国交正常化交渉における文化財問題に関する我が国の交渉方針等が記載されている。将来の北朝鮮との日朝国交正常化交渉においても，文化財問題が重要な論点となり得るところ，北朝鮮が，近時においても，我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財の返還を強く主張していること等も踏まえれば，当該情報は，公にすることにより，北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるため」不開示としたと述べている。

これも，以下の理由から諮問庁の主張は説得力を持たない。上記（ア）の財産請求権問題に関する資料と同様に，当該文書は，その作成から50年以上も経過した歴史文書である。とりわけ，日本政府の立場は日韓会談当時には植民地支配正当論に立っていたが，平成7年の村山談話以降は不当論へと大きく変化していることが重要である。

もし，当該文書に記載されている日本政府の交渉方針等が植民地支配正当論の立場に立つものであれば，それらの文書を全て公開した上で，今日の日本政府の立場は植民地支配不当の立場にあることを述べればよいだけのことである。今日の日本政府がすべきことは，植民地支配不当論の立場に立っているのだから，植民地支配下に日本に持ち込まれた朝鮮半島由来の国有文化財については，それらがどのように日本にもたらされたのか，その真実を究明する作業を行わなければならない。その作業に基づいて，掠奪や盗掘等不正な方法により日本にもたらされたものだと判明した場合には，韓国側に返還する必要がある。私有文化財についても，それがもたらされた経緯は大変複雑だと考えられるが，国有文化財と同様に，不正な方法により日本にもたらされたものだと判明した場合には返還する必要があるだろう。

文化財関連の非開示資料には，文化財の所在や目録の内容も含まれている。外交交渉の要点は文化財返還の正当性の有無と返還方法

であって、文化財の目録や所在の内容ではないはずである。外務省側は目録や所在の内容を速やかに開示すべきである。

また、これら文化財の一部の目録や所在は既に日本側で公表されている。文化財返還問題で常に話題となる小倉コレクションは、朝鮮で事業を営んでいた小倉武之助氏が蒐集した膨大な朝鮮の考古・美術品のコレクションであり、その一部が日本に搬送され重要文化財等にも指定されている。寄贈を受けた東京国立博物館では、寄贈小倉コレクション目録を出版し、ウェブサイトでも名品ギャラリーにおいて写真と共に紹介している。また、同様に文化庁も国指定文化財等データベースで重要文化財に指定されている小倉コレクションを紹介している。

(ウ) 日韓間の懸念をめぐる日本政府の「対抗措置に関する情報」について

理由説明書によれば、文書73（245枚目）、文書128（104枚目及び105枚目）には、「日韓間の懸案をめぐり、我が国が韓国側に採り得るとされた具体的な対抗措置に関する情報が記載」されており、「当該情報は、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため」不開示としたと主張する。

この主張も以下の理由から説得的ではない。上記（ア）の財産請求権問題に関する資料と同様に、当該文書は、作成から50年以上も経過した歴史文書である。とりわけ、日本政府の立場は日韓会談当時には植民地支配正当論に立っていたが、平成7年の村山談話以降は不当論へと大きく変化していることが重要である。

また、文書73の不開示部分直前に「12月22日情報文化局より『密入国朝鮮人問題について』の記事資料」と記載されている記事資料については、外務省が開示した「外務省発表集 第十号及び公表資料集第8号（合冊）」に掲載されており、既に明らかになっている。そもそも、密入国問題が現在においても日韓間の懸案事項であるとする理由が全く理解できない。

もし、外務省が開示を拒否している当該文書に記載されている日本政府の交渉方針等が植民地支配正当論の立場に立つものであれば、それらの文書を全て公開した上で、今日の日本政府の立場は植民地支配不当論の立場にあることを述べればよいだけのことである。

(エ) 日韓間の懸念をめぐる日本政府部内の「率直な見解」について

理由説明書によれば、文書28（42枚目及び43枚目）及び文書112には、「日韓間の懸案をめぐる我が国の政府部内の率直な見解が記載されており、その内容は、現在においても韓国側の感情を害するなどして、韓国との関係に悪影響を与える可能性が否定で

きないところ、当該情報は、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため」不開示としたとのべている。

この主張も以下の理由から説得的ではない。平成24年の追加開示において、日韓国交正常化交渉の第3次会談で久保田貫一郎代表が韓国側を非難する新たな発言が出てきてそれが新聞で報道されたが、韓国での反発は起こらなかった。それどころか韓国側では、日本側の日韓会談文書が徐々に公開されつつある状況を肯定的に見てきたといえる。仮に多少の反発や批判があったとしても、今日の日本政府の立場は村山談話にあることを述べ、二度とそのようなことはあり得ないといえはすむことである。

(オ) 理由説明書によると、文書26（7枚目、28枚目及び29枚目）、文書29、文書56、文書73（111枚目及び112枚目）、文書85及び文書107（7枚目）には、竹島問題に関する我が国の交渉方針・見解、他国とのやり取りの内容等が記載されており、公にすることにより、韓国との交渉上不利益を被るおそれや韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとする。

しかし、現在までに上記の説明に相当する記録は既に開示されている。例えば、原処分で開示された「日韓会談議題の問題点」には、竹島について「アシカの数が減少した現在経済的にはあまり大きな意義を有しない」とする記録がある。

また、平成25年に開示された「大平外相・金部長会談（第2回）」には、昭和37年11月12日の第2次大平・金会談における大平外相の発言要旨として、竹島問題の国際司法裁判所への提訴について、「領土紛争等に関するこの種裁判の先例でも明らかとなっており、提訴から判決まで少なくとも2年内外はかかるので、竹島に関する判決が下るのも国交正常化後相当期間経過したからとなるわけであり、差し当たり双方の国民感情を刺激するおそれはないという事実を了解せられたい」という記録がある。これらはいずれも日本側の竹島領有権主張にとって不利な情報であるにもかかわらず開示され、そのことにより韓国との交渉上不利益を被ることもなかった。

そもそも、竹島問題は領有の歴史的経緯及び国際法の問題が重要なのである。日韓国交正常化によりこの問題がいったん棚上げにされる形で処理されたことは周知の事実である。このことを踏まえると、当該文書が開示されたとしても、それが日本の竹島領有権主張を覆すような情報でない限り、韓国との交渉上不利益になることも、ましてや韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあるといえない。もし、そのようなおそれがあるのであれば、より詳細な説明が必要

であるが、他の情報と同様に、その説明は外交文書30年公開原則の例外として認められるに足るものでなければならない。

(カ) 李東元外相と昭和天皇との会話について

理由説明書によると、文書35（133枚目下部，134枚目及び135枚目上部）には、李東元外相と昭和天皇との会話が記載されている。諮問庁は、会話の内容の詳細を非公表とすることが慣行であるという理由で、これが公にされると他国との信頼関係が損なわれると主張する。

しかし、この不開示情報については、李東元著「韓日条約締結秘話」に具体的な会話内容が公にされているのであり、上記の「慣行」を盾に不開示を主張する理由は既に消滅したといえる。この記録が公にされたとしても「天皇が受ける外国要人の謁見の際の会話内容の詳細」の全てが開示されるべきであるという主張も成り立つはずはなく、他国との信頼関係が損なわれることはない。

エ 結語

アにおいて触れたように、平成27年は日韓国交正常化から50周年にあたる。法1条は「この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」と定めるが、日韓の次の50年をより良いものとするため、そして日朝国交正常化を実現するためには、日韓国交正常化に至る過程、そして、その後の50年がきちんと検証されなければそれは困難である。過去の誤りや不十分な点もつまびらかにし、「国民の的確な理解と批判の下」で次の日韓関係、日朝関係を築いていかなければならない。情報公開制度の存在意義と役割もそこにある。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 経緯

処分庁は、異議申立人が行った開示請求「日韓会談に関する136文書」に対し、法11条に基づく延長を適用した上で、相当の部分として1文書を特定の上、開示とする決定を行った後、最終決定として135文書を特定し、42文書を開示、88文書を部分開示、5文書を不開示とする決定（平成25年1月21日付け情報公開第00106号）を行った後、同決定の一部を変更した（同年1月25日付け情報公開第00135号）。

また、本件異議申立ての後に、平成26年4月2日付け情報公開第00809号により、23文書を開示、36文書の不開示部分の一部を開示する追加開示の決定及び同年8月22日付け情報公開第01758号により、1文書を開示、1文書の不開示部分の一部を開示する追加開示の決定を行った。

(2) 異議申立ての対象文書について

異議申立ての対象文書は、日韓国交正常化交渉における各種会談等の記録、日本側対処方針、その他内部検討用資料等の51文書である。

なお、異議申立人は、原処分を本件異議申立ての対象としているが、異議申立人の主張は、法5条3号に該当するとして不開示とした部分のみに係るものであり、異議申立ての対象文書となるのは、原処分のうち、同号に該当するとして不開示とした部分を含む文書である。また、本件異議申立ての後に、追加開示した部分については異議申立てを行う実益はなく、下記(3)以下では主張しない。

(3) 不開示とした部分について

ア 異議申立ての対象文書のうち、下記イないしキ以外の文書には、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する我が国の内部検討、対処方針、試算額及びその他参考資料等が記載されている。将来の北朝鮮との日朝国交正常化交渉においては、財産・請求権問題が主要な論点になることが予想され、北朝鮮としては、過去に我が国が韓国との交渉において検討していた交渉方針等に多大な関心を持つのは当然であるところ、当該情報は、公にすることにより、北朝鮮が我が国の交渉方針等を把握・推測したり、北朝鮮が当該情報を交渉材料として利用するなどして、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に基づき不開示とした。

イ 文書54(284枚目、285枚目、288枚目ないし290枚目)には、日韓国交正常化交渉における文化財問題に関する我が国の交渉方針等が記載されている。将来の北朝鮮との日朝国交正常化交渉においても、文化財問題が重要な論点となり得るところ、北朝鮮が、近時においても、我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財の返還を強く主張していること等も踏まえれば、当該情報は、公にすることにより、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に基づき不開示とした。

ウ 文書73(245枚目)、文書128(104枚目及び105枚目)には、日韓間の懸案をめぐり、我が国が韓国側に採り得るとされた具体的な対抗措置に関する情報が記載されている。韓国は我が国にとって最も重要な隣国であると同時に、両国間には現在も様々な懸案事項が存在しており、韓国との信頼関係については細心の注意をもつ

てこれを確保する必要があるところ、日韓国交正常化当時に想定されたものであっても、当該情報は、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に基づき不開示とした。

エ 文書26（7枚目、28枚目及び29枚目）、文書29、文書56、文書73（111枚目及び112枚目）、文書85及び文書107（7枚目）には、竹島問題に関する我が国の交渉方針・見解、他国とのやり取りの内容等が記載されている。竹島問題は日韓両国が高い関心を有する未解決の領土問題であり、現在、韓国が竹島の不法占拠を続けている中で、我が国が問題解決に向けて粘り強い外交努力を行っていることを踏まえれば、当該情報は、公にすることにより、韓国との交渉上不利益を被るおそれや韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に基づき不開示とした。

オ 文書28（42枚目及び43枚目）及び文書112には、日韓間の懸案をめぐる我が国の政府部内の率直な見解が記載されており、その内容は、現在においても韓国側の感情を害するなどして、韓国との関係に悪影響を与える可能性が否定できないところ、当該情報は、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に基づき不開示とした。

カ 文書73（179枚目から186枚目）には、特殊な身分（例えば、外交関係者等）を有する者の犯罪容疑に係る対処方針の検討状況等が記載されている。係る記述は、現在及び将来においても、なお妥当しうるものであり、当該情報が公になれば、同種の事案が発生した場合に想定される特殊な身分を有する者の扱いをめぐる交渉において、当事国との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に基づき不開示とした。

また、当該情報は、同種の事案に対する対象方針等を示唆するものであり、かかる特殊な身分を有する者に悪用される可能性も否定できないところ、公にすることにより、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ（法5条5号）、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（法5条6号）も存在する。

キ 文書35（133枚目下部、134枚目及び135枚目上部）には、李東元外務部長官（当時）が来日し、昭和天皇に謁見した際の具体的なやり取りが記載されている。当該情報は、公にする慣行のない個人の情報であり、また天皇が受ける外国要人の謁見の際の会話の内容の詳細は非公表とすることが、皇室の外国要人との交際の場面における我が国の慣行として国際的にも認識されていることから、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、

法5条1号及び3号に基づき不開示とした。

(4) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、交渉が終結してから半世紀以上が経過しているにもかかわらず、不開示部分が多すぎる旨主張する。

しかしながら、当省は、本件対象文書の内容を改めて精査し、上記(1)のとおり追加開示できる部分は開示することとした上で、「時の経過」を経ても、なお不開示とする理由があると判断したのであり、かかる異議申立人の主張には理由がない。

なお、平成26年7月25日東京高等裁判所第8民事部「文書一部不開示決定処分取消等請求控訴事件(特定事件番号)及び「文書一部不開示決定処分取消等請求附带控訴事件」(特定事件番号)」判決(以下、併せて「控訴審判決」という。)では、本件対象文書で不開示を維持している部分と同一の不開示部分について、現在においても法5条3号あるいは同条4号所定の法定不開示情報に該当する旨判示している。

イ 異議申立人は、いわゆる「30年ルール」を適用した10・11判決の内容が十分考慮されていない旨主張する。

しかしながら、控訴審判決では、作成後30年を経過した公文書は原則として公開されるべきとのルールが国際的慣習であると認められるに足る証拠はない旨判示しており、第一審判決に依拠した異議申立人のかかる主張には理由がない。

ウ 異議申立人は、韓国では本件対象文書に対応する外交文書が既に公開されている旨主張する。

しかしながら、韓国側が公開した文書は、あくまで韓国側が作成・取得した文書であり、我が国としてその内容の真正性・信頼性を何ら認めただけのものではない。北朝鮮との交渉を考えた場合、仮に韓国側文書の記述と我が国文書の記述の内容が類似ないし一致していたとしても、北朝鮮側にとっての利用価値は異なり、我が国の交渉上の不利益が生じる蓋然性は同一ではない。したがって、我が国から韓国側に手交した資料がそのまま公開されているような場合は格別、韓国側が作成した交渉記録中に、我が国の内部文書と類似ないし一致する記述が含まれていることのみをもって、その内部文書を開示すべきということにはならず、かかる異議申立人の主張には理由がない。

なお、異議申立人は、韓国側文書と本件対象文書が類似ないし一致していると思われる点について、何ら具体的な主張を行っておらず、個別の文書についての反論は困難である。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが適当であると判断する。

2 補充理由説明書

- (1) 法5条1号及び2号に該当し不開示とした文書を追加し、本件対象文書を別紙のとおりとする。
- (2) 上記1(3)カの開示事由のひとつとして法5条5号該当としたが、法5条4号に修正する。
- (3) 文書20(204枚目)の開示部分には、特定個人の保釈の理由が記載されており、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条1号に基づき不開示とした。
- (4) 文書21(41枚目)、文書37(52枚目)、文書81(19枚目)、文書112(2枚目下から1行目)及び文書135(37枚目及び38枚目)の開示部分は、個人の氏名等、個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものであり、法5条1号に該当するため、不開示とした。
- (5) 文書23(42枚目(左端番号17ないし20, 23, 24及び36の船主の欄を除く)及び44枚目)の開示部分は、個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものであり法5条1号に該当し、さらに当該部分はこれを公にした場合、特定の法人の権利、競争上の地位、その他の正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号に該当するため不開示とした。
- (6) 文書132(45枚目及び46枚目の印影)については、現存する会社の印影であり、これを公にした場合、当該会社の権利、競争上の地位、その他の正当な利害を害するおそれがあり、法5条2号に該当するため不開示とした。
- (7) 文書22(98枚目及び99枚目)は法5条3号に該当するため不開示としたが、当該部分はこれを公にした場合、特定の法人及び事業を営む個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあり、同条2号の開示事由を追加する。
- (8) 文書26(51枚目)、文書54(283枚目, 294枚目及び357枚目)、文書73(196枚目, 204枚目, 206枚目, 210枚目, 211枚目, 213枚目, 223枚目, 230枚目, 231枚目, 233枚目, 283枚目, 298枚目, 386枚目及び387枚目)及び文書81(21枚目)の開示部分については、法5条1号及び3号に該当するとして不開示としたが、改めて精査した結果、開示可能な情報と認められることから、開示することとする。
- (9) 文書78(36枚目)、文書89(11枚目)、文書94(12枚目)、文書113(1枚目, 5枚目, 10枚目, 13枚目, 17枚目,

25枚目, 34枚目, 36枚目, 41枚目, 44枚目, 48枚目, 56枚目, 60枚目, 64枚目, 67枚目, 69枚目, 72枚目2行目, 74枚目, 76枚目, 78枚目, 80枚目, 82枚目, 86枚目, 108枚目, 109枚目, 116枚目, 118枚目本文下から5行目, 121枚目, 132枚目, 160枚目, 179枚目, 188枚目, 191枚目及び195枚目), 文書114, 文書115, 文書120, 文書122及び文書136の不開示部分については, 法5条1号に該当するとして不開示としたが, 改めて精査した結果, 開示可能な情報と認められることから, 開示することとする。

- (10) 文書23 (42枚目の左端番号17ないし20, 23, 24及び36の船主の欄), 文書132 (31枚目ないし43枚目の一覧表左から4列目, 45枚目3行目及び4行目(印影を除く), 47枚目6行目及び7行目)の不開示部分については, 法5条1号及び2号に該当するとして不開示にしたが, 改めて精査した結果, 開示可能な情報と認められることから, 開示することとする。
- (11) 文書27 (17枚目及び18枚目), 文書43 (23枚目, 24枚目, 34枚目及び63枚目ないし72枚目), 文書61 (28枚目及び43枚目の団体名)及び文書134 (39枚目ないし42枚目及び43枚目(左側(66頁)1行目ないし3行目))の不開示部分については, 法5条2号及び3号に該当するとして不開示としたが, 改めて精査した結果, 開示可能な情報と認められることから, 開示することとする。
- (12) 文書47 (7枚目), 文書89 (6枚目ないし8枚目及び12枚目), 文書94 (7枚目ないし9枚目及び13枚目), 文書102 (15枚目), 文書113 (72枚目9行目及び10行目, 118枚目本文6行目, 119枚目及び127枚目)及び文書132 (9枚目, 10枚目, 16枚目, 45枚目(3行目及び4行目並びに印影を除く), 46枚目(印影を除く), 47枚目(6行目及び7行目を除く)及び48枚目)の不開示部分については, 法5条2号に該当するとして不開示としたが, 改めて精査した結果, 開示可能な情報と認められることから, 開示することとする。
- (13) 文書22 (54枚目及び55枚目), 文書85 (16枚目)及び文書97 (7枚目の2行目)については, 法5条3号に該当するとして不開示としたが, 改めて精査した結果, 開示可能な情報と認められることから, 開示することとする。
- (14) 文書41 (8枚目及び9枚目)の不開示部分については, 法5条2号に該当するとして不開示としたが, 当該部分は, これを公にした場合他国等との交渉上不利益を被るおそれがあるため, 同条3号の不開示事由を追加する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年1月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月3日 審議
- ④ 同月17日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 平成28年6月7日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年7月1日 審議
- ⑦ 同年9月6日 審議
- ⑧ 同月30日 審議
- ⑨ 平成29年3月3日 審議
- ⑩ 同月24日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑪ 同年4月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる69文書である。

諮問庁は、上記第3の2(8)ないし(13)に掲げる部分は開示するが、その余の部分については、法5条2号ないし4号及び6号の不開示理由を追加した上で、本件対象文書の一部が同条1号ないし3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 法5条1号該当性について

文書20の不開示部分には、特定個人の保釈の理由が記載されており、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号本文後段に該当するものと認められ、当該部分は一般には知ることのできないものであり、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められないことから、不開示とすることが妥当である。

文書21、文書23(42枚目の引渡者及び受領者の欄)、文書37、文書81(19枚目)、文書112(2枚目下から1行目)及び文書135(37枚目及び38枚目)の不開示部分には、個人の氏名及び肩書が記載されている。当該部分は、一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、さらに、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 法5条2号該当性について

文書22(98枚目及び99枚目)、文書23(42枚目の船主(左端番号17ないし20、23、24及び36の船主の欄並びに引渡者及び受領者の欄を除く。))及び44枚目の不開示部分には、船舶の元船主とされる法人等に関する情報が記載されている。当該部分は、これを公にした場合、当該法人等が当時それらの船舶を所有していたことが推察され、利害関係者等からいわれの無い非難等を受ける可能性は否定できず、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法5条2号イに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

文書132(45枚目及び46枚目)の不開示部分は、現存する会社の印影であり、これを押印された文書が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであるとともに、これにふさわしい形状のものであって、これを公にすることにより、印影が偽造されるなど、当該会社の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 法5条3号該当性について

ア 他国と協議した内容等について

文書29、文書35(133枚目ないし135枚目)及び文書85(19枚目ないし22枚目)の不開示部分には、日韓国交正常化交渉の過程で、他国から得た情報、他国と協議した内容等が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、日韓国交正常化交渉に関する他国との協議内容等が明らかとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 政府部内で協議・検討した内容等について

(ア) 文書4、文書6、文書7、文書8、文書9、文書13、文書14、文書22(98枚目及び99枚目を除く。)、文書28、文書35(192枚目ないし203枚目)、文書41、文書42、文書43(19枚目、20枚目及び35枚目)、文書46、文書50、文書51、文書52、文書54(284枚目、285枚目及び288枚目ないし290枚目)、文書57、文書58、文書60、文書61(28枚目及び43枚目の団体名を除く。)、文書62、文書63、文書65、文書67、文書69、文書71、文書73(245枚目)、文書81(33枚目ないし35枚目、39枚目、41枚目ないし45枚目及び58枚目)、文書87、文書91、文書95、文

書96, 文書97, 文書100, 文書101, 文書103, 文書105, 文書111, 文書112 (2枚目2行目ないし8行目), 文書127, 文書128 (39枚目ないし42枚目, 104枚目及び105枚目), 文書130, 文書133, 文書134 (13枚目, 15枚目, 16枚目, 18枚目ないし24枚目, 26枚目ないし29枚目, 31枚目ないし35枚目, 43枚目 (左側 (66頁) 8行目ないし15行目), 54枚目, 56枚目ないし58枚目, 60枚目ないし63枚目, 69枚目ないし73枚目, 78枚目, 79枚目, 82枚目, 84枚目ないし86枚目, 88枚目ないし91枚目, 94枚目, 97枚目ないし99枚目, 101枚目及び102枚目) 及び文書135 (123枚目及び124枚目) の不開示部分には, 日韓国交正常化交渉における請求権問題等に関する日本側対処方針, 韓国の対日請求額についての日本側査定額, 参考情報等の記載が認められる。

当該部分のうち, 別表に掲げる部分を除く部分については, これを公にすることにより, 請求権問題に関する日本の対応方針等が明らかとなり, 他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので, 法5条3号に該当し, 同条1号について判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

しかしながら, 別表に掲げる部分については, 本件対象文書において開示されている情報と同旨であり, その記載内容に照らせば, これを公にしたとしても, 国の安全が害されるおそれ, 他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ, 他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるとは認められないことから, 法5条3号に該当せず, 開示すべきである。

(イ) 文書26 (7枚目, 28枚目及び29枚目), 文書56, 文書73 (111枚目及び112枚目) 及び文書107の不開示部分には, 竹島問題についての政府部内の検討内容等が記載されている。

当該部分は, これを公にすることにより, 現在においても日韓間で立場の異なる問題に対する我が国の対応方針等が推察され, 他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので, 法5条3号に該当し, 不開示とすることが妥当である。

(3) 法5条4号該当性について

文書73 (179枚目ないし186枚目) の不開示部分には, 特定事件の内容及び当該事件に関与した者への対処方法等が記載されている。

当該部分は, これを公にすることにより, 当該事件に対する捜査方針

等が明らかとなり，悪用されかねない性質のものであることから，犯罪の予防，鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので，法5条4号に該当し，同条3号及び6号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は，当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法5条1号ないし3号に該当するとして不開示とした決定については，諮問庁が同条1号ないし4号及び6号に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち，別表に掲げる部分は，同条3号に該当せず，開示すべきであるが，その余の部分は，同条1号，2号イ，3号及び4号に該当すると認められるので，同条6号について判断するまでもなく，不開示とすることは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久

別紙

- 文書 4 請求権問題点討議用試案
- 文書 6 日本側対韓請求権
- 文書 7 韓国に対する債務
- 文書 8 韓国請求権の処理として一応説明のつく金額の査定
- 文書 9 在北鮮日本財産の処理と対北朝鮮請求権
- 文書 1 3 第 5 次日韓全面会談の一般請求権小委員会会合(第 1 1 回)
- 文書 1 4 第 5 次日韓全面会談予備会談の一般請求権小委員会会合(第 1 2 回)
- 文書 2 0 日韓国交正常化交渉の記録, 総説七
- 文書 2 1 自民党 8 議員及び伊関局長の訪韓関係会談記録
- 文書 2 2 日韓会談重要資料集
- 文書 2 3 日韓会談重要資料集(続)
- 文書 2 6 日韓予備交渉第 2 1 - 2 5 回会合記録
- 文書 2 7 大野次官, 金裕沢大使との会談
- 文書 2 8 日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針
- 文書 2 9 日韓政治折衝第 2 回会談記録
- 文書 3 5 日韓国交正常化交渉の記録(請求権・法的地位・漁船問題合意事項イニシャル)
- 文書 3 7 日韓予備交渉(第 3 1 ~ 4 0 回会合)
- 文書 4 1 第 6 次日韓全面会談の一般請求権問題非公式会談
- 文書 4 2 一般請求権小委員会臨時小委員会会合(第 1 ~ 4 回)
- 文書 4 3 一般請求権徴用者関係専門委員会会合(第 1 ~ 4 回)
- 文書 4 6 請求権についての法律問題
- 文書 4 7 在外財産と渉外債務
- 文書 5 0 日韓請求権の計数的比較
- 文書 5 1 韓国の対日請求権の内容
- 文書 5 2 韓国側の対日請求内容についての作業日程(案)
- 文書 5 4 日韓国交正常化交渉の記録 総説十二
- 文書 5 6 日韓会談諸懸案の現状
- 文書 5 7 韓国請求権検討参考資料
- 文書 5 8 請求権に関する一般的問題点
- 文書 6 0 日韓請求権問題
- 文書 6 1 第 5 次日韓会談
- 文書 6 2 日韓請求権問題に関する外務省・大蔵省打合せ会
- 文書 6 3 日韓請求権解決方策について
- 文書 6 5 韓国の対日請求権について

- 文書 6 7 韓国の対日請求権について
- 文書 6 9 一般請求権小委員会の今後の討議の進め方について
- 文書 7 1 韓国側請求金額と日本側主張
- 文書 7 3 アジア局主要懸案処理日報抜粋
- 文書 7 8 アジア局重要懸案処理月報（36年）
- 文書 8 1 韓国の対日賠償要求について
- 文書 8 5 日韓会談に関する在韓米大使館参事官の内話
- 文書 8 7 日韓会談の請求権問題処理にあたっての問題点，試算額
- 文書 8 9 対韓経済協力
- 文書 9 1 請求権問題解決案
- 文書 9 4 対韓経済協力試案
- 文書 9 5 韓国側対日請求額に対する大蔵，外務両省による査定の相違
- 文書 9 6 一般請求権徴用者関係等専門委員会の討議
- 文書 9 7 日・韓請求金額の査定
- 文書 10 0 韓国請求献金額の査定
- 文書 10 1 韓国請求献金額の査定
- 文書 10 2 韓国に対する借款供与
- 文書 10 3 日韓請求権問題の処理方式
- 文書 10 5 韓国の対日請求権 8 項のうち第 1 項より第 5 項までに対する日本側査定の説明
- 文書 10 7 日韓会談における請求権問題の解決方針
- 文書 11 1 対韓焦付債務の処理方法
- 文書 11 2 日韓会談今後の進め方
- 文書 11 3 日韓条約及び諸協定関係対米折衝（各種会談：昭和 36 年）
- 文書 11 4 池田総理・ライシャワー大使会談
- 文書 11 5 日韓関係に関する在京米大使館の内話
- 文書 12 0 在京米大使館からの情報
- 文書 12 2 金中央情報部長訪米
- 文書 12 7 韓国提案基本関係条約案
- 文書 12 8 日韓交渉関係法律問題調書集
- 文書 13 0 日韓請求権処理の問題点
- 文書 13 2 雑資料
- 文書 13 3 日韓交渉における財産及び請求権処理の範囲
- 文書 13 4 日韓会談における韓国の対日請求 8 項目に関する討議記録
- 文書 13 5 日韓国交正常化交渉の記録 総説三
- 文書 13 6 日韓国交正常化交渉の記録 総説四

（注）文書番号及び文書名は，諮問庁が補充理由説明書に記載した文書番号及び文書名に倣う。

別表

文書番号	開示すべき部分
文書 2 8	1 2 枚目及び 1 3 枚目のいずれも表題及び項目
文書 3 5	2 0 3 枚目の不開示部分
文書 9 1	4 枚目下から 6 行目
文書 1 0 0	1 枚目（一覧表右端の欄）